

**消費生活なび** NO.85 契約って何？

契約とは、法的な拘束力を持つ約束のことです。

契約の基本ルール

- 書面による契約だけでなく、口約束でも成立します。
- 契約をするか否か、契約の内容をどうするのか、どのような形式にするのかは、当事者が自由に決めることができます(契約自由の原則)。
- 契約は守らなければなりません。一方の都合だけで勝手に解消することはできません。場合によって解消が可能なこともありますので、消費生活相談室へご相談ください。

問消費生活相談室(産業振興課内) ☎84-1233
*お掛け間違いのないようにお願いします。

商工会伝言板**「駅前マルシェ」出店者募集**

JR横芝駅前の活性化を目指し「駅前マルシェ」と題して、毎月1回、特設会場で食品・雑貨等の販売を行っています。下記のとおり出店者を募集しますので、お気軽にお問い合わせください。

とき 5月21日(日)、6月18日(日)、7月16日(日)
午前9時～正午 ※雨天中止

ところ JR横芝駅前特設会場

出店資格 町内在住の方、町内で事業所を営んでいる方
※出店に際しては、法令遵守をお願いします。

出店料 無料

その他 テント等、出店に必要な備品は各自で用意

申問商工会 ☎82-0434

地域安全ニュース**悪質商法の被害防止**

社債、未公開株、海外事業への出資や過去の投資被害からの救済などを装う利殖勧誘事犯、高齢者を狙った送り付け商法、消火器や布団を高額で売りつける押し付け商法等による特定商法取引等事犯など、悪質商法による被害が後を絶たず、県民生活を脅かすものとして大きな問題となっています。

山武警察署管内でも、実在しない会社の株券売買による詐欺事件が発生しています。

被害に遭わないためのポイント

悪質業者は「う」「そ」「つ」「き」

う…うまい話は信用しない

そ…相談する

つ…つられて返事をしない

き…きっぱり！はつきり！断る！

絶対に儲かるといった話には、大きな落とし穴が必ずあります。このような電話があってもすぐに信用せず、誰かに相談してください。また、あいまいな返事をせずに、はっきりと断りましょう。

**6月1日～10日****電波利用環境保護周知啓発強化期間**

総務省では、電波を正しく利用していただくため、周知・啓発活動と不法無線局の取締りを強化します。電波は暮らしの中で欠かせない大切なものですので、ルールを守りましょう。

問関東総合通信局

・不法無線局による混信、妨害

☎03-6238-1939

・テレビ、ラジオの受信障害

☎03-6238-1945

・地上デジタルテレビ放送の受信相談

☎03-6238-1944

▲ここは広告枠です。

▲ここは広告枠です。

▲ここは広告枠です。